

## 一〇 雜抄

## 世俗諺文 二卷

神宮文庫本、(江藤文庫舊藏)内閣一本、前田一本、岩崎文庫本は二冊としたり。

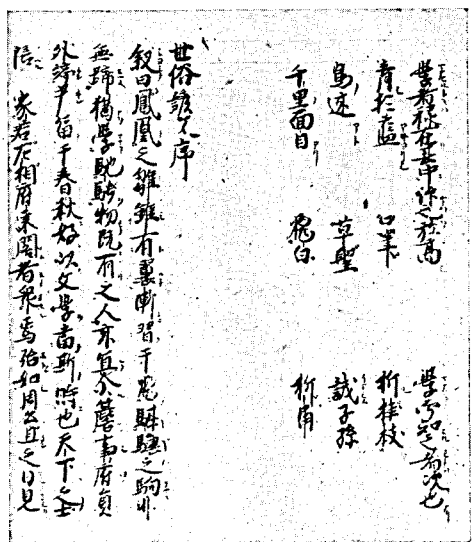
世に流布せる俗諺をあつめて、その出所の本文を示し、次に今案として、著者の説を附記したるものなり。二巻といひ、二冊とあれど、序文に、三巻とあるにあはず。合巻としたる本によりたるか、缺卷のみ、を載せたるか今傳はりたるは、上卷のみにて、「祭如在」「神不享非禮」「大地爲的」等より、「萬里面目」「飛白」「折角」に至る百二十二項あり。

序文、叙曰、鳳凰之雛、雖有翼漸習于飛、騏驥之駒、非無蹄猶學馳騁、物既有之、人亦宜爾、簪事府員外端尹、富于春秋、好以文學、當斯時也、天下之士、陪家君左相府東閣者衆焉、殆如周公旦之日見七十人也、或尊爲師、其讀書也、不改函丈之禮、或謙如友同誦句也、令交振未之聲、於是各抄詩書、彌勸

鑽仰、去夏古僕爲憲、賜參州前刺史藤原舉直撰集、我朝古來七言詩秀句一卷、命曰、可加遺漏矣、僕避席揖曰、舉直本孔門之藤雄、已其人也、假令新撰他文、難下雌黃矣、端尹適客一所言侃々如也、問々如也、其後竊思、老爛目昏閑散、心嬾遁抄寫役、豈不悅乎、月餘或人告曰、傳聞端尹語一所親曰、爲憲有所約束、不知何書者、汝知之哉、忽驚此言、恍忽失度、幸也、若所承定、爲無所承定、爲無信之僕矣、但亦何爲哉、百家街多九流派欲濶、欲求便於政務之文、則承庭訓、而常聞欲集備於風月之書、則多門人之遞獻、夫言語者自交、俗諺者多出經籍、雖釋典儒書、爲街談巷說、然而必不知本所出矣、抱朴子云、所謂見其景、而不識其形、涉其流、不知其源者歟、是以世之口實、内外本文管見所及、且一百五十二門、六百卅一章、勅爲三卷、名爲世俗諺文、此外漏略追將編錄、後之見者亦羨裨補、但有諱於代、有憚於言之類、捨而不取、是白氏洛中集、慣理世安樂之時、除譴丞征戎之作之例也、其餘幽與微旨滿在縑緇、不爲言證者、亦無撫之矣、彼張安世之薦蘇武、寧非尊明於故事哉、翟方進之舉薩宣、蓋是重習古法也、詞誠雖舊、豈以捨諸、於戲洗金者鹽也、攻玉者石也、濯錦者魚也、浣布者灰也、用賤彰貴物之理也、聊營編次於牛涔之才、彌宗涓露於鼈海之智、伏願端尹狂垂採覽、于時寬弘四年丁未、歲秋八月十七日、散班朝散大夫源爲憲序、

この中に簪事府員外端尹とあるは、春宮權大夫にて、寛弘四年の春宮權大夫は、參議頼通なり。頼通時に年十六なれば、「富于春秋」と記せり。左相府は、頼通の父左大臣道長をいふ。また參州前刺史藤原直

は、中納言貞嗣の玄孫能登守利博の子にて、尊卑分脈に、「文、藏、從五位下、信乃、三河守、」とあり。擧直の撰びたる秀句傳はらざれば詳ならず。これによれば、源爲憲は、頼通の委嘱により、藤擧直の秀句に増補して、この書を編修したるものなり。序文には、「一百五十二門、六百三十一章、勸爲三卷、」とあれど、



(藏所院智觀)

世 俗 諺 文  
中下の二卷は今缺逸したり。その門といひ、章とあれど、今の本は、「如拂頭火」の語に、心地觀經、大寶積經の本文を列ね「天無二日」の語に、禮記、史記の本文を引載したり。或は語を門とし、出典の本文を章と記したるものか。然らば、一百五十二門の中、上卷のみにて、百二十二語あれば、中下卷は、甚だ少くなれば、或は一百は三百の誤寫ならんか。その引證したる典籍は、日本紀以下の國書、及び論語以下の漢籍、法華文句以下の經典なり。

著者源爲憲は、光孝天皇の皇子源是恒の曾孫にて、筑前守忠幹の子なり。源順に従うて學び、文章生、藏人、式部丞に任せられ、伊賀、遠江、美濃、加賀等の守となり、寛弘八年八月卒す。この外、口遊、三寶繪、本朝詞林、及び詩集あり。

この書の古寫本は、東寺觀智院所藏の平安朝末期のものあり。昭和二年、國寶に指定せられ、同六年、古典保存會にて複製したり。刊本は、續群書類從に收めたるものあり。

### 掌函補抄 十卷

今傳はらねば、如何なるものとも知り難し。建内記嘉吉元年六月十四日の條に、「實定公述作掌函抄十卷之外目六一卷」と見えたるものと卷數もあへば、同じきものなるべし。著者實定は、徳大寺公能の子にて、正二位、左大臣に至り、建久二年、五十三にて薨去せり。

### 日本靈異記 三卷

内閣一本、前田一本、神智文庫一本、徳富本二卷に作り、神宮文庫本(江藤文庫舊藏)東洋文庫本、内閣一本、前田一本、彰考館本、神宮文庫二冊としたり。

雄略天皇より、桓武天皇に至る因果應報等、靈異の實例を記したるものなり。故に日本國現報善惡靈異記と稱せり。日本靈異記は、その略稱なり。卷上は、合示善惡表縁三十四五條とありて、雄略天皇より、聖武天皇の御代に至る三十五條、中卷は、聖武天皇の御代にて、合示善惡表縁四十二條とあり。下卷は孝謙天皇より、桓武天皇に至る、合示善惡表縁三十九條とありて、その目錄をのせたり。卷首にのせたる

序文に、原夫内經外書傳於日本、而與始代凡有二時、皆自百濟國將來之、輕島豐明宮御宇譽田天皇代、外書來之、磯城島金刺宮御宇欽明天皇代、内典來也、然乃學外之者誹於佛法、讀内之者輕於外典、愚癡之類、懷於迷報、匪信於罪福、深智之儔、親於内外、信恐因果、唯代々天皇、或登高山頂起悲心、住雨漏殿撫于庶民、或生而高辨兼委末事、一聞十訴、一言不漏、生年廿五受天皇請說大乘經、所造經疏長流末代、或發弘誓願、敬造佛像、天隨所願、地蔽寶藏、亦大僧等、德侔十地、道超二乘、秉智燭以照昏歧、通慈舟而濟溺類、難行苦行名流遠國、今時深智人、神功亦罕測、於是諾樂藥師寺沙門景戒、熟瞰世人也、方好鄙行、尅利養貪財物、過磁石於舉鐵山以噓鐵、欲他分惜已物、甚流頭於粉粟粒以啖糠、或貪寺物、生贖償債、或誹法僧、現身被災、或殉道積行、而現得驗、或深信修善、以生靈祐、善惡之報如影隨形、苦樂之響如應谷音、見聞之者甫驚恠、忘一卓之間、慙愧之者倏悻悻、念起辟之頂、匪呈善惡之狀、何以直於曲執、而定是非、匡示因果之報、何由改於惡心、而修善道乎、昔漢地造冥報記、大唐國作般若驗記、何唯慎乎他國傳錄、弗信恐乎自土奇事、粵起自囑之不得忍寢、居心思之不能默然、故聊註側聞、號曰日本國現報善惡靈異記、作上中下三卷、以流季葉、然景戒稟性不儒、濁意難澄、坎井之譏久迷大方、能巧所雕淺工加力、恐寒心貽患於傷心、此亦岷山之一礫、但以口說不詳、忘遺多矣、不昇貧善之至、標示濫竿之業、後生賢者幸勿嗤焉、祈覽奇記者、却邪入正、諸惡莫作、諸善奉行、とあり。冥報記、般若驗記等に倣ひて、撰びたるものなり。また中下の二卷も、各卷首に一文を附せり。

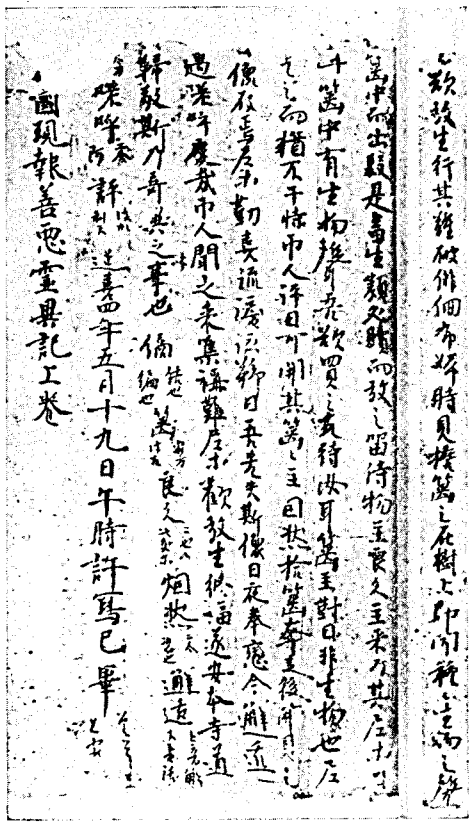
卷下の卷首に、夫善惡因果者、顯於内經、吉凶得失載諸外典、今探是賢劫尺迦一代教文、有三時、一正法五百年、二像法千年、三末法萬年、自佛涅槃以來、迄于延曆六年歲次丁卯、而逕千七百二十二年、過正像二、而入末法、然日本從佛法僧適以還、迄于延曆六年、而逕二百三十六年也、下略

とあるによれば、この書は、延曆六年の頃、撰びたるものなるが如し。然るに、下卷第三十八條の中に、延曆十九年正月までの事を記し、「智行並具禪師重得人身生國皇之子緣第三十九」として、釋善珠禪師の事をのせ、善珠が臨終の際、二十八年之後、國王の子と生れ、名を神野となすといへる豫言の如く、神野「生於山部天皇皇子、其名爲神野親王、今平安宮治天下賀美野天皇是也、」と記したり。これによれば、三十八條の次の條、及び三十九條は、嵯峨天皇の御代に至りて、増補したるものなるが如し。

この書は、倭名類聚抄、三寶繪、扶桑略記、法華驗記、今昔物語、東大寺要錄等の諸書に引證せられ、群書類從に收められたり。なほその古寫本校定については、狩谷望之の

跋文に、日本國現報善惡靈異記、弘仁年間藥師寺僧景戒所著也、本朝書籍目錄云、日本靈異記二冊、世少傳本、余往獲延寶鈔本上中下三卷、與景戒自序合、則書目所載卷數蓋誤也、卷末記云高野山金剛三昧院寫之、松下見林、僧契冲輩所見亦是也、此書立言雖出浮屠氏、而文辭古樸可喜、又間有糾史之謬、及證明他書、則古書之最善者也、然訛脫頗多、殆不可句矣、余嘗欲校正此書、有年于此、後屋代輪先生羣高野山所藏原本被惠借、題云、建保二年六月七日書寫了、實六百年前古鈔、於是延寶鈔本爲可

廢也、然其中下卷逸脫數條、正同未由校補、又尾張國大須真福寺藏古鈔中下二卷、塙先生獲其摹本、屋代先生又影鈔以寄之、校之高野本所缺巋然俱存、余驚喜乃新訂一本、其上卷依高野本爲原、中下二卷、依尾張本爲原、以高野本多缺逸也、如其字體、一依二古本、古人筆蹟自有淵源、不可妄改也、訓釋



日本靈異記(興福寺所藏)

假字不入格者、後人轉寫偶誤、見而可知者不煩徑改、又參以扶桑略記、法華驗記、今昔物語、諸書補正、譌脫無可徵者、以意改之、別作攷證三卷、必標註其原字、恐有金銀車之誤也、友人致語采而錄之、著其姓名不沒其功矣、今也此

書略可繕寫、非獲古本、何以至于此乎、是則屋代先生好古之餘澤云爾、頃者塙先生輯群書類從、以余校本收入、余也市井之人、幸依此書得廁名於卷末、且以傳後、則塙先生之賜也、校正竣功遂書于後、

文化十三年二月湯島狩谷望之志

この書の古寫本は、興福寺所藏上卷、名古屋寶生院所藏中下卷、及び前田侯爵家所藏(仁和寺心蓮院舊藏)の下卷あり。また群書類從に收めたり。興福寺本は、大正十一年、同寺東金堂より發見したるものにして、卷尾に、「延喜四年五月十九日午時許寫已畢」とあれば、最も古く、且つ類從本に缺けたる三十二條以下四條あり。昭和九年、佐伯良謙氏これを複製し、大屋徳城氏の解説を附したり。寶生院本は、明治三十七年、前田本は昭和六年、育徳財團にて複製し、昭和十年、國寶に指定せられたり。この書に關する註釋書、參考書は、左の如し。

- 假名日本靈異記 三 狩谷望之
- 日本靈異記考證 三 狩谷望之
- 日本靈異記索引 一 伴信友
- 日本靈說訓釋字類 五 木村正辭

### 私教類聚 一卷

私教を秘教としたる本多く、内閣一本二卷としたり。

教訓の書なり。政事要略、拾芥抄に、吉備大臣私教類聚と記したるによれば、吉備眞備の撰びたるものなり。拾芥抄に載せたる目錄左の如し。

第一略示内外事内外五戒 一不殺生 二不偷盜 三淫欲 四不妄語 五不飲酒  
外教五常 一仁不殺 二義不盜 三禮不邪 四智不妄 五信不亂

第二略示文籍事 第三仙道不用事

第四人生變化事 第五人道大意事

第六不可殺生事 第七不可行盜事

第八不可行奸姪事 第九不可妄語事

第十不可醉亂事 第十一可忠孝事

第十二可存信忠事 第十三可信佛法事

第十四可慎言語事 第十五過則必改事

第十六思緩可行事 第十七不侮愚夫事

第十八莫住他家事 第十九可番交遊事

第二十可忍忿情事 第二十一可慎飲食事

第二十二可勤身行事 第二十三不可奢侈事

第二十四莫娶兩妻事 第二十五不可慎販鬻事

第二十六不可博奕事 第二十七世俗禁忌事

第二十八任身禁忌事 第二十九房中禁忌事

第三十世俗愚行事 第三十一莫用詐巫事

第三十二不可監禁事 第三十三莫勤音聲事

第三十四可知巫占事 第三十五可知醫方事

第三十六可知書算事 第三十七可勤學文事

第三十八可知弓射事

この書、今は世に傳本なく、政事要略卷七十に、第三十一を、卷八十四に第十五を、卷九十五に第三十四第三十五、第三十六、第三十七を引載したるものあり。河海抄若菜上卷にも掲げたり。第三十四、第三十六、第三十七にのせたるものは、顔氏家訓より、第十五は、論語を引證したれど、第三十一、第三十五の二條は、古書をあげず。覺禪抄に引きたるものは、條目明ならず、古書も見えず。河海抄に引きたるものは、後漢書佛法渡來の條を引載したれど、いづれの條目なるか詳ならず。また覺禪抄に引きたるものには、「今余至七十有六云々」とあり。吉備真備の七十六歳なりしは、神護景雲三年なれば、この書は、その頃に撰びたるものならんか。

吉備真備は、右衛士少尉下道朝臣國勝の子なり。元正天皇の御代、入唐して經史を研鑽し、衆藝に涉り、歸朝の後、孝謙天皇東宮の御時、學士となり、正二位、右大臣に進み、寶龜六年、八十三才にて薨去せり。

## 貴嶺問答 一卷

内閣本、及び前田本等には、「中山忠親公」と記したり。

雲州消息など、同じく、消息文の體にて、法令、有職に關する問答をかきたるものなり。卷尾に、消息の様式を述べて、抑字事、折奥卷事、書裏方事、侯字事、裏紙事、懸紙事、用五枚事、上所事等の故實を記せり。此の書の著者は、中山忠親なるよし、嘉祿の奥書に見えしが、いつの頃書きたるものなるか、九月二十三日の文に、「於資貯者、北陸武士亂入京師之時、不殘一物奪取畢、」とあり。こは、壽永二年冬、木曾義仲京師に入り、部下の兵士の掠略をなしたる事をいへるものなれば、これによりて、壽永三年以後になりたるものなるを知るべし。なほ

卷尾に、東大寺大佛其功已成、鑄師唐人今朝可飯本國云々、誠是權化之所爲、神明之結構也、彼唐人雖欲召覽、異朝殊俗、不可入禁裏、兼又廻却可謂遺恨、可令計申給者、依天氣執達如件、

と見えたり。こは壽永二年五月、宋人陳和卿の東大寺大佛を鑄造したるをいへるものなれば、文治中のものなる事は、疑なかるべし。

この書は、群書類從に收めたり。その傳來は、

奥書に、此書者、祖父内相府之筆削也、正本兼季卿傳之、予先年以件正本書寫、而不慮有朽損事、重尋

彼本之處、或人被取失畢云々、仍以他本自花山被尋送之、書留之處、其本云字云點、甚以狼藉、不能指南、爲之如何云々、

嘉祿元年十月十七日燭下比校了

此消息者、中山内大臣忠親草也、於奥書者、彼順孫參議羽林忠定筆跡云々、旁有其與之間寫之畢、

正和元年八月之比、令文等不審、相尋法家輩之所、引本書悉直之畢、其外不讀得事一兩有之、

觀應元年十一月一日馳惡筆畢、同三日移點畢、

直學士清原宗季

この書の著者中山忠親は、權中納言忠宗の子なり。正二位、内大臣に至り、建久五年十二月薨す。年六十四、この書の外に水鏡あり。その日記を山槐記といふ。諸家名記に、「又達幸記、貴嶺記、深山記」と記せり。貴嶺を書名としたるは、中山の意なるべし。嘉祿の奥書に、「正本兼季卿傳之」とある兼季は、忠親の子、「忠定卿」は、忠親の長子權中納言兼宗の子なり。

## 禁祕抄 二卷 順徳院

寛文刊本、前田一本、松井本、三卷としたり。

禁中に於ける故實作法をか、せ給ひし書にて、賢所、及び清凉、紫宸兩殿のありさま、恒例臨時の行

事、供御、御装束、近習藏人、女房などの事より、詔勅、宣命等の政務に關する事、御修法、御讀經等の佛事に至るまで、精細に記し給へり。その御撰なる事は、光明院御記、薩戒記以下の諸書に見え、書名は、古く禁中抄とも、建曆御記ともいへり。禁中抄とは、禁中の事どもをか、せ給へるが故にて、禁秘抄は、禁中秘抄の略稱なるべし。建曆御記とは、建曆帝の御記といふ義なり。御撰の年月は詳ならねど、本書の内容によれば、建保六年、稿を起し給ひ、承久三年四五月の頃、完成し給ひしが如し。なほ詳なる事は、史學雜誌十一の十二、及び皇室御撰之研究に記せり。

禁中事  
一賢所  
凡禁中作法先神事後他事且暮致神  
穀慮無懈白地三以神宮并内侍所方  
不為淨跡万物随出未必先置基盤所  
棚百女官被奉或如内侍奉手奉之  
近代者如内侍不假内侍所上古多以

禁秘抄 上抄 (藏所氏爲利田前爵侯)

この書の古寫本は、前田侯爵所藏近衛政家手寫の本あり。刊本には、慶安五年の刻本三卷あり。群書類從に收めたるは二卷なり。この書の註釋書は、左の如し。

禁秘抄考註

六 平田橋泉

禁秘抄壺井註

一 壺井義知

禁秘抄註

速水房常

禁秘抄啓蒙

一 平胤煥

禁秘抄聞書

一 大塚嘉樹

禁秘抄階梯

三 滋野井公麗

禁秘抄集註

一 河根秀根

禁秘抄聞書

三 未詳

禁秘抄補註

三 伴信友

禁秘抄註

一 梅田忠敬

禁秘抄釋義

二 關根正直

禁秘抄龍珠

一 未詳

拾芥略要抄

歳時より、神社、佛事、國郡、宮城、方角、八卦等に至る事物を簡略に記したるものなり。卷數三卷なりしを、後には分ちて六卷としたるもあり。その篇目は左の如し。

- 上卷本 歳時一 歳運二 大歳名三 人名四 十二律名五 十二時異名六 二十四氣七 六十四卦八
- 七十二侯九 十二月直十 曆圖中段十一 年歳十二 紀世十三 地動十四 釜鳴性十五 野千名吉凶十

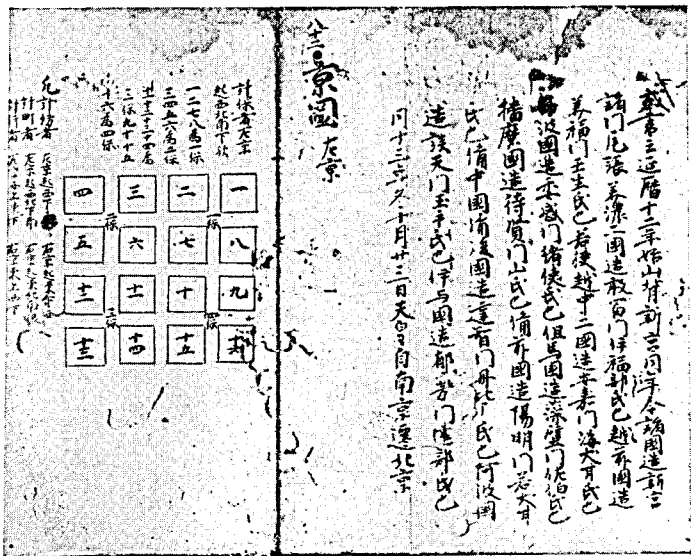
- 六 惟鳥成巢十七 物忌十八 諸頌十九 世間不靜時方二十 唐家世立廿一 聖賢廿二 經史廿三 四聲切韻目錄廿四 詩家廿五 文筆廿六

上卷末

- 本朝世系年々廿七 日本紀以下廿八 和歌家廿九 源氏物語目錄三十 音樂卅一 催馬樂卅二 風俗卅三 神樂卅四 樂器卅五
- 中卷本 百官一 位階二 官位唐名三 官位相當四 姓尸錄五
- 中卷下 女官位六 綱所七 院司八 御給九 諸司官人座次十 公卿濫觴十一 贈官位十二 贈諡號人十三 年中行事十四 儀式曆十五 御書御服十六 申政尅限十七 廢朝十八 宮城十九 諸名所二十 改名所々廿一 京程廿二 本朝國郡廿三 諸國參期廿四 田籍廿五
- 下卷本 諸社一 神事二 十陵三 國忌四 靈所五 七高山六 三關七 大橋八 諸寺九 諸佛十 宗十一 諸僧十二 齋日月十三 戒法十四 三寶十五 諸教誡十六 五帝十七 赦令十八 服紀十九 下卷末 觸穢二十 錢文廿一 衣服寸法廿二 印員廿三 物充算法廿四 薰物方廿五 寶貨廿六 五色廿七 飲食廿八 三十六禽廿九 六畜三十 三牲三十一 五蟲卅二 方角卅三 八卦卅四 屬星卅五 生年吉凶卅六 五行器卅七 諸事吉凶日卅八 養生卅九

史料編纂所の所藏古寫本一卷は、首尾缺逸して、左の部目あり。

- 八十八省指圖 八十一宮城指圖 八十二京圖 八十三所々事 八十四京程 八十五方角禁忌 八十六土忌法 八十七八卦忌 八十八金神七殺法事 八十九 八卦 八十九厄年 九十緣佛 九十一本命屬星 九十二命木



(藏所所纂編料史)

抄 芥 拾

聊か詳略異同はあれど、中卷下の中、宮城十九以下、下卷末の中、方角以下と同じきものなり。

この書上卷の巻首には、略要抄とし、中下二卷は、拾芥抄と記し、中巻目録には、「或略要抄」とあり。

前田本には、上中下とも、巻首に拾芥略要抄としたり。蓋し本名は拾芥略要抄にして、拾芥抄といひ、略要抄といへるは、その略抄なるを知るべし。

この書の著者は、日本書籍考、及び群書一覽に、東山實熙といへり。實熙は、洞院公定の子なり。然れども、

上卷奥書に、寫本云、彼本者、洞院相國被抄之、仍臬守僧正留寫之、當寺山座主相傳、令深祕被納箱底



云々、

と見え、三條西公條の

奥書にも、此抄、洞院中園相國公賢秘書也、紹巴法師志學久、依其志切與之令寫之、卒馳筆終功、可謂  
勉者乎、

天文廿三年臘下澣

稱名野 柄(花押)

とあり。洞院相國公賢は、公定の祖父にして、杲守僧正は公賢の子なり。公賢の「秘書也」といひ、「被抄之」とあるによれば、實熙の著とする説の誤なるは明なり。蓋し明應元年甘露寺親長奥書に、「以洞院家本東山左府實熙筆蹟相交」とあるを誤りて、實熙の著と推定したるものならんか。然らば、或は「秘書」といひ、或は「被抄」と記したるによりて、これを公賢の著とすべきか。岡田正之博士の拾芥抄考には、公賢の著として、實熙の増補したるものと推斷せり。されど、公賢は、延文五年、七十歳にて薨じ、この書籍目録の奥書の永仁二年の頃は、未だ四歳なれば、あはず。なほこの書の中には、永仁二年以後に關するもの頗る多し。そは上卷末本朝世系年々部には、「百七正親町廿九百八今上」ありて、今上は後陽成天皇の御事なり。和歌家部勅撰集をば、後花園天皇の御代の、續古今和歌集撰進まで記して、その中に、文安元年の事あり。下卷本服紀部の中には、貞和四年の間答あり。曆應四年の事見えたる卜部兼豊の請文あり。同卷末觸穢部の中には、曆應四年中原明成の文あり。康永元年の事を記したる註あり。下卷に見えたる曆應、貞和等

は、公賢五十歳より、六十歳までの程なれど、上卷に見えたる文安元年は、公賢の薨去の後八十五年にあたり、後陽成天皇の御代は、實熙の薨せしより、百三十五年の後なれば、公賢の撰とすとも、實熙の追記とすとも合はず。但し御歴代の御世系等は、この書の外にも、後人が順次追記したる例あり。六條天皇の御代の頃の撰と推定せらるる二中歴の年代歴に、文保、元弘、文和、永享を記して、當今、或は今上と註し、また後鳥羽天皇の御代の頃、藤原資隆の著したる籙中抄にも、それより以後の事見えたり。その外、歴代皇紀、皇年代略記以下の諸書にも、その例尠からず。以て本書の中にも、後人の追記ありたる事を類推するを得べし。なほ上卷本唐家世立部の中大明の下に「已下私加中至載堅帝、九十二主也、此帝隆慶元年、當本朝永祿十年也」と記し、同卷末樂器部に「私註首書云、横笛一管、吳竹竹秀代進」云々とあるによりて、その後陽成天皇までを記し、續古今和歌集の撰進、及び文安元年の事の私加、または私註にして、原書のまゝにあらざりし事は推定するに足れり。殊に前掲の下卷本服紀部の中なる貞和四年等も、前田本には、或は首書となし、或はなきものもあれば、本書の中、永仁以後に關するものは、後の私加、私註、或は首書なりしが、混れて本文となりしものなるべし。殊に史料編纂所の所藏古寫本の殘闕は、他の本と甚しく異なるところあるによりて考ふるに、著者の増訂したるものもあるべく、後人が、漸次追加増補して、傳本の如きものとなりたるものならんか。されば上卷奥書に、「洞院相國被抄之」とあるは、公賢が、この書を著したる意にはあらず、抄録したるよしなるべし。

この書のものに見えたるは、文明十二年三月、中御門宜胤所藏の本を中院に貸したる事、宜胤卿記に見え、大永四年四月、三條西實隆、この書三冊を經師に遣はして、綴らせたる事、實隆公記に記し、言繼卿記にも、この書の事散見せり。

この書の古寫本は、史料編纂所々藏の古寫殘闕一卷、及び侯爵前田利爲氏所藏の古寫本あり。史料編纂所本は、鎌倉時代末期の詩歌懷紙の裏面に記したるものなれば、最も古きものなるべし。刊本には、慶長の古活字、慶安、明暦、寛文等の刻本、及び故實叢書に收めたるものあり。

### 中山三條口傳抄

中山三條兩家の故實に關する事どもを記したるものなり。また中山三條口傳としたるもあり、三中口傳と題したるもあり。卷數五卷にして、これを甲乙に分ちて八卷としたり。その篇目左の如し。

卷一 甲乗車儀事 高野御幸事 出行事 牛車轆車人參内事 禁中故實事 立車事 乙禮儀事

客人來臨事 使者禮事 上下對面儀事

卷二 甲貴賤饗應事 乙節供事 酒肴間事 湯漬羹預粥事 陪膳役送事 打敷間事 懸盤以下莊

殿彩色事 菓子間事 贈物間事

卷三 鋪設裝束事 庭上儀 稱屋名事

卷四 甲公事間事 諸役人事 裝束事 布施事 短冊事 被物事 乙諸祿法事 纏頭間事 七寶塔

事 七寶異說事 可聞三佛名事 鎮間事 奉幣事 消息事 吉書間事 諸寺往來持參事 日時勤

文事 硯間事 封間事 百首和歌事 定文事 諸詞事 中陰間事

卷五 公家御祈事 東寺灌頂 神泉苑御讀經事 公家御祈結願寺 法會儀事 氏長者於法成寺行御

誦經儀事 堂達取御誦經文事 立列事 拜事 管絃事 雜談事

各條に或は三と註し、或は中と記したり。三は三條家にして、中は中山家なり。この書は、いかなる人の著したるものか明ならず。但し一本には、「三條の傍に、「三條大相國公房公と註し、中山の傍に、「中山大臣忠親公、公房公外舅也」と註したり。この傍註を義知の案と記したるものあり。義知は壺井義知なり。卷三に、「兵部卿三位基親」と見えて、基親の三位に叙せられたるは、建久三年なり。また卷二に、「故入道左府」として、實房と傍註したるところあり。實房は公房の父にて、建久七年出家し、嘉祿元年薨じたり。また同卷に「内府説」として、忠親公と傍註したれば、「先公之時」と記したるは、實房なるべし。公房は、承久三年太政大臣を辭して、嘉禎元年出家し、建長元年、七十一にて薨じられたれば、嘉祿以後、亡父實房と、外舅忠親の口傳を記したるものなるべし。

この書には、大永五年一條冬良の奥書あり。丹鶴叢書、續群書類從に收めたり。